

福岡都市計画地区計画の決定  
(福岡市決定)

都市計画神松寺三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	神松寺三丁目地区地区計画	
位置	福岡市城南区神松寺三丁目の一部	
面積	約 2.0 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部から南へ約5kmに位置する丘陵地であり、地区周辺には良好な住宅地が形成されている。</p> <p>当地区には、中・高層住宅の建設を主体とした民間開発が予定されており、周辺の低層住宅地と調和した緑に富む良好な中・高層住宅地としての形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な中・高層住宅地としての形成に努める。地区内には、地区内及び周辺居住者のための便利施設等を適切に配置する。</p>
	地区施設の整備方針	<p>隣接する住宅地の良好な環境を保全するため、背面の区画道路沿いに緑地を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、「神松寺線」及び隣接敷地沿いに建築物等の壁面の位置の制限を定め、周辺の低層住宅地と調和した良好な中・高層住宅地の形成を図る。</p>

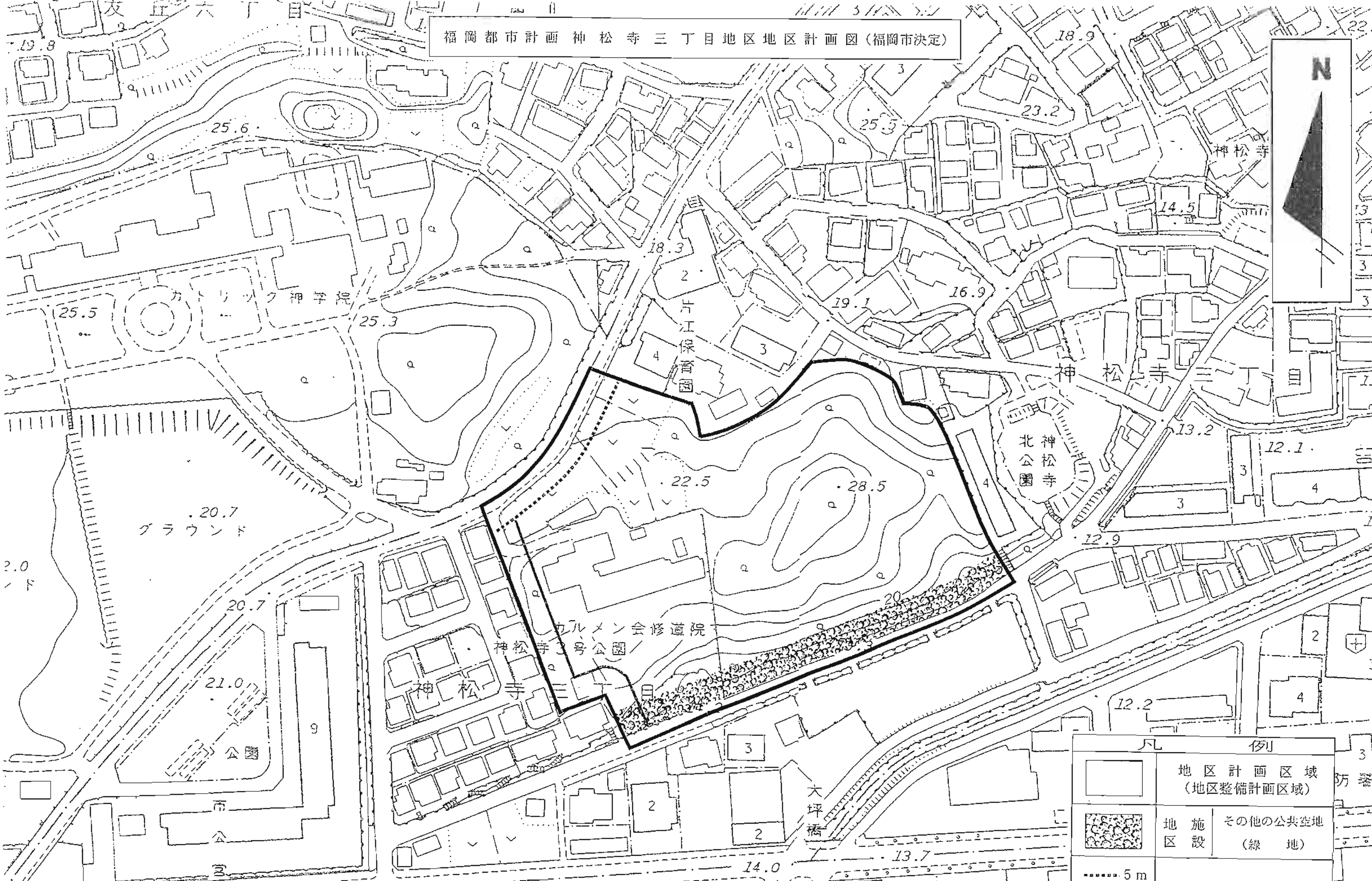
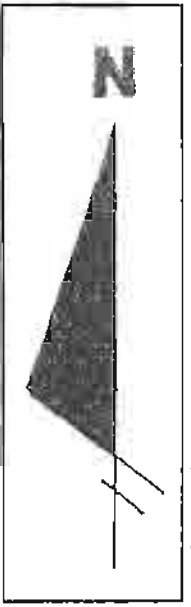
地区	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名称	幅員	面積	摘要
			緑地	10m	約 0.15 ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>1)「神松寺線」との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、5mとする。</p> <p>2)隣接敷地との各境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する門若しくはへいで高さが2mを超えるものまでの距離の最低限度は、10mとする。</p>			

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の制限位置は計画図表示のとおり」

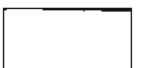
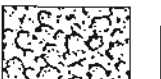
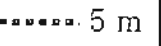
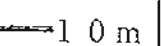
理由

当地区は、民間による中・高層住宅等の開発が予定されている地区である。このため、開発を計画的かつ適正に誘導し、良好な市街地形成を行うことを目的として、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 神松寺三丁目地区地区計画図 (福岡市決定)



地区計画の区域や道路等施設配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	施設 その他の公共空地 (緑地)
	5 m
	10 m
壁面の位置の制限	